

令和 6年 4月 1日

デイサービスくつろぎ日和

## 「通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業」重要事項説明書

当事業所は利用者に対して通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」とする。）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当事業所のサービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者	表紙
2. 事業所の概要	表紙
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業者が提供するサービスと利用料金、支払いについて	4
5. 苦情の受付について	4
6. サービスの利用に関する留意事項	5

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 相幸福社会  
(2) 法人所在地 〒931-8324 富山県富山市豊城町 15 番 7 号  
(3) 電話番号 076-407-5880  
(4) 代表者氏名 理事長 相澤 実希  
(5) 設立年月 平成 15 年 3 月 5 日

## 2. 事業所の概要

### (1) 事業所の種類

通所介護、総合事業

【平成 18 年 10 月 1 日指定 富山市指定 第 1670104080 号】

### (2) 事業所の目的

相幸福社会は、福祉サービスを必要とする高齢者が、心身ともに健やかに生活が継続され、又、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として、それぞれの福祉事業を行います。

- (3) 事業所の名称 通所介護、総合事業  
デイサービスくつろぎ日和
- (4) 事業所の所在地 〒930-0821 富山県富山市飯野 1-2
- (5) 電話番号 076-451-4123
- (6) 管理者 毛利 比呂子
- (7) 当事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 事業開始日

[通所介護][介護予防通所介護] 平成 18 年 10 月 1 日

(9) 併設事業所が行っている他の業務と事業開始日

[居宅介護支援事業] 平成 16 年 5 月 1 日

(10) 通常の事業の実施地域 富山地域 (旧富山市)

(11) 営業日及び営業時間

通所介護、総合事業

月曜日～金曜日 (1 月 1 日～1 月 3 日を除く) 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(12) 利用定員

40 人 (通所介護、総合事業)

(13) 緊急時における対応方法

各サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医、あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

(14) 非常災害対策

各サービスの提供中に、天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。また、非常災害に備え、定期的に避難訓練を行います。

(15) 事故発生時の対応

利用者に対する通所介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、富山市、利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者に対する通所介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、別項に記載の損害賠償の定めに基づき、速やかに損害賠償を行います。

### 3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞

(令和6年4月1日現在)

職種	通所介護
	職員数
1. 管理者（兼務）	1人
2. 生活相談員（兼務含む）	2人
3. 看護職員	1人
4. 介護職員（兼務含む）	7人
5. 機能訓練指導員	1人
6. 栄養士	1人
7. 調理員	4人

※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

4. 当事業所が提供する介護サービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

また、それぞれのサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合があります。

＜サービスの概要＞

(食事)

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・通所介護では、居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。

[食事時間] 12時20分～13時00分

(入浴)

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して浴することができます。

(排泄)

- ・利用者の排泄の介助を行います。

(機能訓練)

- ・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を実施します。

(送迎サービス)

- ・自宅と事業所間の送迎を行います。

## <利用料金（別紙参照）>

### （１）利用料金のお支払い方法（契約書第 7 条参照）

利用料金は、ア、イ、ウのいずれかによりお支払下さい。

ア．窓口での現金支払（窓口とはデイサービスくつろぎ日和の窓口をいいます）

イ．下記指定口座への振り込み

北陸銀行 新庄支店 普通 5085560

社会福祉法人 相幸福社会 くつろぎ日和（振込手数料はご負担ください）

ウ．指定口座からの口座振替

提携金融機関に対応しております（引落し手数料はご負担ください）

### （２）利用の中止、変更、追加

- ・利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに担当ケアマネージャー及び事業者申し出てください。
- ・サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び職員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を利用者に提示して協議します。

## 5. 苦情の受付について

### （１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付担当者 [職名] 生活相談員 東 美由紀

苦情解決責任者 [職名] 管理者 毛利 比呂子

受付時間 月曜日～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

また、事業所内に苦情受付ボックスを設置しています。

### （２）行政機関その他苦情受付機関

富山市福祉保健部 介護保険課	所在地 富山県富山市新桜町 7 番 3 8 号 T E L 076-443-2041
富山県国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田 9 9 5 番地 3 T E L 076-431-9827
富山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町 5 番 2 1 号 T E L 076-432-3280

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### （１）持ち込みの制限

利用にあたり、原則としてアルコールを含む飲料、食料品、貴重品、刃物や火器など

の危険物等は持ち込めません。

以上のものを持ち込まれた場合の破損又は紛失について、当事業所は一切の責任を負いません。

## (2) 施設・設備の使用上の注意

- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に修復していただくか又は相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ・当事業所内の設備等ご使用の際、使用上の注意をよくご確認の上、ご使用ください。

## (3) 喫煙

事業所内および敷地内は禁煙です。喫煙はできません。

## (4) サービス利用中の医療の提供について

医療が必要と事業者が判断した場合は、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません。)

### ①協力医療機関

医療機関の名称	寺島医院
所在地	富山市下奥井 1-23-50
診療科	内科

## 7. サービス提供における事業者の義務

当事業所は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、利用者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮する。

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ・利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ・利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ・利用者に提供したサービスについて記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ・利用者に対する身体的拘束、その他行動を制限する行為を原則として行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するため緊急的かつやむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及び家族に十分な説明を行い、同意の上、その状態や理由、時間などを記録します。
- ・利用者へのサービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等、必要な処置を講じます。
- ・事業者及び職員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者または家族等に関

する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。これは、この契約終了後も同様とします。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

## 8. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

## 9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ・利用者が死亡した場合
- ・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- ・事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ・施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ・当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ・利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ・事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) 利用者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、解約・契約解除の意思を契約終了日の7日前までにお申し出ください。

### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ・利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・利用者による、サービス利用料金の支払いが3ヵ月以上（※最低3ヵ月）延滞し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ・利用者が、故意又は重大な過失により職員もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続

- しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・人員不足など、やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合

### (3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 10. 非常災害対策

当事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する具体的な防災計画を作成します。

当事業所は、防災計画に基づき、年2回、利用者及び従業者等の避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 11. 提供するサービスの第三者による評価の実施状況

1 あり	実施日	
	評価機関名称	
	結果の開示	
② なし		

通所介護、総合事業のサービス提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

デイサービスくつろぎ日和  
説明者職名  
氏 名

私は、通所介護、総合事業のサービス提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービス提供開始に同意しました。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

利用者代理人 \_\_\_\_\_  
(利用者との関係 )